



氷川町農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の委員の選出方法が、従来の選挙による選出から、候補者の推薦・募集の結果を尊重し、議会の同意を得て、町長が任命する方法に変更になります。

農業委員

◆募集人員 14人

◆構成

- 過半数を認定農業者
- 農業委員会業務に利害関係を持たない人を1人以上選出します。

◆職務内容

- 農地の権利移動や転用に係る許認可
- 農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止および解消、新規参入の促進）の推進、それに伴う現地での調査、指導など

農地利用最適化推進委員

◆募集人数 13人

（表のとおり）

◆職務内容

- 農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止および解消、新規参入の促進）の推進、それに伴う現地での調査、指導など

共通事項

◆任期

平成30年7月20日～平成33年7月19日

◆報酬

氷川町報酬及び費用弁償に関する条例に定める額

◆応募資格

農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項、そのほかの農業委員会の所掌に属する事項に

関し、その職務を適切に行うことができる人で、次のいずれかに該当する人は除きます。

- 破産手続開始の決定を受けて、復権を得ない人
- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人

募集要項

◆推薦および応募に係る手続など

規定の様式に必要事項を記入のうえ、農業委員会事務局に提出してください。（郵送可）

様式は、農業委員会事務局、宮原振興局総務振興課の窓口にあります。

か、氷川町ホームページからもダウンロードできます。

◆受付期間

1月5日（金）～2月5日（月）
必着

※持参される人は、役場開庁日の8時30分から17時15分までに提出してください。

◆その他

受付期間の中間（1月19日頃）および期間終了後に、氷川町ホームページと掲示板で、推薦を受けた人、応募した人に関する情報を公開します。



募集方法は、農業委員、農地利用最適化推進委員のいずれも個人によ

○農業に関する調査および情報提供など

大字	人数	大字	人数
吉本・高塚	1	網道	1
大野・新田	1	若洲	2
河原・野津①	1	椿・早尾	1
野津②	1	今・有佐・中島	1
島地・鹿島	1	宮原・宮原栄久	1
鹿野	1	立神	1

野津① 河原・高野道・法道寺・北野津
野津② 西野津・反甫・立石

下水道整備で住みよいまちづくり

公共下水道へ早期接続のお願い

町では、快適で住みよいまちづくりのために公共下水道整備を進めております。供用開始になりました区域については、できるだけ早く公共下水道に接続していただくようお願いいたします。下水道への早期接続にご理解とご協力を願います。

下水道の役割について

○家の環境が良くなります

水洗便所が使えるようになり、清潔で快適に暮らせるようになります。

○町の環境が良くなります

排水を水路や側溝に垂れ流さなくなるため、悪臭や蚊、ハエなどの発生を抑える効果があります。

○川や海がきれいになります

排水は下水処理場できれいに処理されます。

排水設備について

排水設備とは、台所、お風呂、トイレなどから公共汚水マスに接続するまでの配管などのことを言います。

※この排水設備の工事費については個人負担です。

[表1]

区分	算定方法
上水道のみを使用の場合	上水道の使用水量により算定
井戸水や地区の水道を使用の場合	井戸水や地区の水道の使用水量により算定(町がメーターを設置します)
上記の水を併用して使用の場合	使用水量を合算して算定

・雨水を流すことはできません。
 ・浄化槽ですでに水洗化されているトイレも下水道に接続をお願いします。
 ・排水設備が接続され、下水道の使用が開始されると、下水道使用料が徴収されることとなります。その算定方法は、【表1】のとおりです。

接続は指定工事店で

排水設備工事は、町に登録のある指定工事店でなければ工事を行うことができません。工事の流れは次のとおりです。

- ① 氷川町の指定を受けた指定工事店に見積りを依頼
 - ② 指定工事店と契約
 - ③ 町へ「排水設備等確認申請書」を提出(指定工事店が行います)。町の許可後に着工を町へ提出(指定工事店が行います)
 - ④ 工事完了後、「工事完了届」を町へ提出(指定工事店が行います)
 - ⑤ 町の担当者と施工した指定工事店の責任技術者の立ち会いのもと、完了検査
- ※指定工事店の一覧表は、建設下水道課下水道係または宮原振興局総務振興課窓口で配布しています。(ホームページにも掲載しています) 詳しいくはお問い合わせください。

公共下水道排水設備接続助成金制度

町では、水洗便所や排水設備の普及促進を図るため、公共下水道に接続する

ための工事費を対象に、交付要件および【表2】に該当する場合、助成金を交付いたします。

※新築、建替および事業所などは対象となりません。
○水洗便所改造工事費等助成金

下水道供用開始の日から3年以内に下水道への接続が完了された人。

○排水設備工事費助成金

下水道供用開始の日から3年を経過した処理区域(宮原地区を含む)で下水道への接続が完了された人。

◆交付要件

- ・処理区域内の一般世帯の家屋の所有者またはその同意を得た使用者であること。
- ・町内に居住する成年者で独立の生計を営む人。
- ・町税および下水道事業受益者分担金を滞納していない人。



[表2]

工事種別	助成金額	備考
くみ取り便所からの改造工事	8万円	—
単独浄化槽からの改造工事	4万円	—
合併浄化槽からの改造工事	3万円	補助金を受給していないもの
〃	2万円	補助金を受給しているもの

【下水道使用者の方へ】 ○漏水などについて

ご使用の水源が地下水および簡易水道の人で、漏水などの疑いがある場合はお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

建設下水道課 下水道係
 ☎ 52・5862 (直通)